天津都統衙門について

――義和團戰爭後の天津行政權返還交渉を中心に――

森　悅　子

はじめに
一　天津都統衙門の設立とその機構
二　天津行政權返還交渉開始前の過程
(一)　都統衙門撤廢論の出現
(二)　袁世凱の登場
三　天津行政權返還交渉
(一)　返還條件をめぐる各國公使・司令官間の交渉と袁世凱の對應
(二)　局面の轉換から天津返還へ
おわりに

はじめに

一九〇〇年六月二一日の清朝政府の宣戰布告を轉機に突入した新たな段階を「義和團戰爭」と名づけ、八ヵ國連合軍と清軍・義和團の戰鬪を見直そうとする動きがおこっている。(1) 特に、小林一美氏は「義和團戰爭」が國家間の戰爭たる所以を證明すべく、日中兩國の史料を驅使して、その戰爭の實態、日中雙方の政治・軍事狀況を詳細に敍述された。

それはまさしく義和團戰爭というべきものであった。それが中國側の敗北に終わったにもかかわらず、瓜分が實行されなかったのは、一つは義和團運動にあらわれた中國民衆の帝國主義侵略に對する巨大な抵抗のエネルギーの存在と、今一つは列強相互の利害對立により、協調裡に中國を分割するといった餘裕など全くない緊張狀態にあったことの二點が、その主因としてあげられる。

小論でとりあげる天津都統衙門は、北京の公使館救助を共同目的とした連合軍が、義和團戰爭の天王山、天津城攻防戰の結果、天津に設立した臨時政府である。(2) 中國の半植民地的狀態を說明する場合によく租界が例にとられるが、天津都統衙門には、租界における、中國側に對して支拂われる地租にあたるものもない。つまり、天津を完全植民地として運營することを試みた機關なのであった。

以上述べたことを枕に、天津都統衙門の設立から撤廢までの全過程及びそれに對する中國側の對應を檢討して、義和團運動時期が列強の對中國政策の轉換期たることを明らかにし、また中國側にとって、天津返還にどのような意義があったのかを考えてみようと思う。

一　天津都統衙門の設立とその機構

一九〇〇年七月一四日の天津城陷落後、連合軍は城內を四區分し、西北區をフランス軍、西南區をイギリス軍、東南區をアメリカ軍、東北區を日本軍が占領した。「縣城の北門の外には商店が最も多く、總督と道臺の衙門、大敎堂、水師營すなわち所謂『李鴻章の宮殿』と、われわれを攻擊した大砲を備えつけてある兵營が、すべてこの一帶にあるが、ここは完全に日露兩國によって占領され、主要な地區はロシア軍の手中に落ちている」(3) 狀況にあった。

七月一六日、ロシア海軍中將アレキシエフ (E. V. Alexief 阿力謝也夫) は、八ヵ國の代表を集めて「兵禍ノ餘害ヲ防止シ良民ノ生產ヲ保護スル爲メニ直ニ民政廳ヲ設置シ一名ノ長官ヲ置テ統理ノ任ニ當ラシムルヲ緊急ノ要務」(4) と提案し、一

名の行政權を有する總督とその下に發言權のみ有する八ヵ國からの代表八名によって構成する「臨時政府」の設立を必要とする旨を說いた。[5] それに對して、日本並びに他の列強は既に「露國ノ意竊ニ其陸軍大佐ウホーガク（ウォガック――筆者による）氏ヲ以テ該長官ニ推シ他日露國ノ勢力ヲ天津ニ扶植スルノ地盤ヲ固メント欲スルニ在リ」[6] とロシアの野望を見破っていた。その對露警戒は、會議の後、アレキシエフが外交顧問コロストウェッツ（I. I. Korostovetz 廓索維慈）に各國連合軍司令官を訪問させて「ウォガックは長期間天津に住んでいて、該地の情況を熟知しており」最も適當な總督候補者であると「指摘させた」[7] という事實からも的をえたものであった。そこで、日本・福島安正臨時派遣司令官は現在の「天津ノ民政ハ唯衛生ノ方法ヲ講究スルノ一事ヲ以テ急務トスルノミ」[8] と主張し、英獨の贊同を得た。雙方相讓らぬ狀況の中で、アメリカ司令官の調整、提案により「三大強國ヨリ同等ノ權力ヲ有スル委員各一名ヲ撰出シテ合議體ヲ組織」[9] することになり、英・露・日の代表を都統衙門會議委員とした。その三名の委員とは、ロシア陸軍大佐ウォガック（K. A. Wogack 沃加克）、イギリス陸軍中佐ボウワー（Bower 鮑爾）、日本陸軍中佐青木宣純である。[10] 天津都統衙門は、その設立前夜から列強間の對立、特にロシアの暴走とそれに對する他の列強の牽制という決定的なマイナス要素を孕んでいたのである。

しかし、列強の內訌がこれでおさまったわけではなかった。都統衙門設立後まもなく、英・露・日と同樣に連合軍に加わりながら、都統衙門會議に委員を派遣できなかった佛獨兩國から抗議の聲があがった。一〇月一一日、ドイツ軍司令官であり、また連合軍統帥でもあったワルデルゼー（A. Waldersee 瓦德西）が會議に「英・露・日と同等の權利と同等の義務をもって、ドイツの一員を任命する意向がある」[11] と通告して來たため、會議はこれをやむなく認め、佛・獨・米から任命された委員を加えることに決定した。その三名の新委員は、フランス陸軍中佐アラボス（Arlabosse 阿拉伯西）、ドイツ陸軍少佐ファルケンハイン（Falkenhayn 法克罕）、アメリカ陸軍中佐フット（Foote 福脫）であり、一一月一三日と一四日に會議がひらかれて、正式に就任した。[12]

さて、話を設立時にもどそう。こうした事情を經て、七月三〇日、天津に臨時政府が誕生した。それが天津都統衙門

(Tientsin Provisional Government 略稱 T.P.G.)である。同時に天津府政廳條令[13]が發布された。以下、この條令に基づいて、機構としての都統衙門をみていこう。

當初の管轄範圍は、獨・英・佛・日の各租界と「兵器廠、陣營、鐵道、電信其他同盟軍ニ於テ既ニ占領シタル軍事ニ關スル建設物」を除く「天津府及土壁ニ至ル迄ノ附近地」であった。但し、それは、一九〇〇年一一月には「海河兩岸内の狹長な地帶を包括し、おおよそ北直隷灣から天津西及び西北約二五キロ一帶の地域までに」[14]擴大した。

その任務は、

①市街ノ圍塀内ニ於テ其管轄ニ屬セル領土ノ上ニ秩序安寧ヲ制定スルコト

②市街内ニ於テ傳染病其他豫防ノ爲メ前記領土及其附近ニ衞生制度ヲ布クコト

③同盟軍ノ野營ノ便ヲ計リ且該軍ヲシテ糧食及運輸ノ方法（駄馬、貨車、船舶、人夫等）ヲ得シムルコト

④本會議ハ財産目錄ヲ調成シ而シテ支那政府ニ屬シ又ハ個人ノ放棄セル動産及不動産ヲ保存スルニ必要ナル制度ヲ設ルコト

⑤本會議ハ住民ノ爲メ飢饉ヲ豫防スルノ制度ヲ設ルコト

の五點であり、中でも①の天津及びその附近一帶の義和團の掃滅が最も重要な任務であった。義和團の頭目で、都統衙門の捜査、追跡により逮捕され、裁判に懸けられたうえで處刑された者は少なくなかったであろう[15]。次いで重視されたのが、義和團運動時における戰災や掠奪及びその混亂に伴う通商の衰退を原因とする物資不足への對策と、戰火にみまわれた都市で常に發生の恐れのある傳染病への對策である。その二つの對策を貫徹することが天津における秩序の回復、居民の安寧をもたらし、もはやピークは過ぎ去ったといっても、依然、天津周邊に居殘って活動し續けている義和團殘黨を根絶することにつながると考えられたのである。

都統衙門の地位については、「本會議ハ各強國ノ分派タルヲ以テ之ニ委任セラレタル領土ニ於テハ全然獨立ヲ以テ動作

シ而シテ制度ノ許ス限リ同盟軍隊諸司令官並列強領事ヨリ差出セル總テノ請願ヲ聞屆クベシ」とあるように、該管轄範圍における清朝統治を完全に否定したが、列強に對しては「分派」たるゆえに獨立した立場を貫けなかった。例えば、萬國橋建設をめぐる都統衙門とフランス領事の對立は、結局、都統衙門がフランスの要望をいれることで合意したように「あらゆる重大な措置は、承認を得るために指揮官に問いあわされねばならなかった。そして、領事でさえ國家の利害に影響すると判斷されることについては、拒否を挾みえた」[16]、あるいは「軍隊當局との關係において、都統衙門は最も愼重であることを餘儀なくされ、そして將官らは多く都統衙門を形成している佐官らを冷淡にあしらった」[17]のである。すなわち、都統衙門が司令官と領事に代表される各國の利害、とりわけ「軍事關係の利害」にふりまわされていたことがわかるのである。

また、都統衙門の非獨立性は、會議の各委員の現地位保有問題と深くかかわっている。都統衙門會議は各國軍隊のいかなる行爲についても彈劾できなかっただけでなく、「本會議ト同盟軍司令官ノ一人若クハ各國領事中ノ一人ト意見相反スルノ場合ニ於テハ其論件ハ爭議ノ性質ニ依リ或ハ同盟軍隊高等司令官集會或ハ領事團體ノ仲裁ニ附スベシ」という規定も、「天津政廳ニ屬スベキ外國政府ノ部局ニ附セラレタル諸員ハ其現地位ヲ保有」するという規定が、却って獨立性を喪失させることになったのである。すなわち、都統衙門委員はいずれも各國軍隊の佐官クラスの者であり、したがって、皆各國司令官（將官クラス）の麾下にあるという二重構造のために、本國とのつながりが斷ち切れず、駐清外國軍隊の不和を都統衙門會議において再表面化させるだけの、本國利害の代辯者とならざるをえなかったのである。

都統衙門會議が同等の權利を有する列強代表から成る、換言すれば一國の暴走を許さない反面、相互對立を生む可能性の高い合議體であったことと、各代表の本國における現地位保有問題の二點が、天津都統衙門を列強に對して中立的立場を貫き通す機構たらしめず、列強共同の中國完全植民地化のための試辦機構にしては內訌の絕えない、おそまつなものにしてしまった最要因であると言えよう。

都統衙門會議の有した權利は、次の通りである。

①假設政府ニ關係アル事項ニ拘ハル諸規則ヲ設定及布告スルコト

②土人ニ租稅（ドロワー）、賦課金及分擔稅（コントリビュシヨン）ヲ課シ且支那政府ニ屬スル諸稅ヲ徵收スルコト

③政府所屬ノ建物內及個人ノ放棄シタル局所內ニ存在セル諸證劵並諸書類ヲ差押ヘ又ハ檢査スルコト

④軍衙所屬ノ動產ヲ除クノ外政府所屬ノ諸動產ヲ必要ニ應ジテ處分シ及土人ヨリ沒收シタル動產及不動產ヲ賣却ニ附スルコト

⑤本會議ノ所用ニ供セラレタル金額ヲ必要ナル費途ニ支出スルコト

なお財政收入を得る以前は、必要な經費を支辨するために、委員を派出している各國が經費資金を立て替え、最初の稅收入の中からその分を差し引いて返還されることになっていた。

權利に關する規定からもわかるように、中國人に對しては法令決定・租稅徵收・財產沒收等の權利を行使できる絕對的權力をもっていた都統衙門であったが、對外國人權限は列強相互の確執から重大な外交問題に發展する危險性を內包していたので、當初から付與されなかった。條令上、「外國人に對するに至っては、軍人たると平民たるとを問わず、會議は彼らに對してただ警察權力を施行することができるだけである」[18]とされ、諸規則を犯した外國人を逮捕し訊問自供に基づいて書類を作成した上で、二四時間內に所屬の軍當局か領事かに引き渡すことになっていた。治安維持のための警察權は有するが、その違反行爲を處斷する裁判權は有しえなかったのである。

都統衙門の實際の行政を擔當していたのは行政部局である。これには、會議書記局（祕書處）、保安部、衞生部、會計部、政府財產並個人放棄財產管理局、軍事課、法務課、公衆給養局の八部局があった。主な行政部局の長官は次の通りである。「會議の執務機構」[19]たる祕書長にはデンビー（C. Denby 小田貝）が就任した。彼は前駐清アメリカ公使デンビーの子息であり、一八九四年、父が報告のため歸國している間、駐清公使館務代理を務めたこともある人物である。「各種の

必要な翻譯を擔任し、あらゆる口頭で提出した要求、申訴及び請求を決定し布告を作成するなど」[20]を職務とする中文祕書には、テニー（Tenny 丁家立 米國）が就任した。彼は天津大學堂總長を務め、のち袁世凱が保定に直隸省城學堂を設立した際に西學總教習として招聘された[21]人物である。その他、保安部長官にはマッカラー（Mockler 麻克勒 英國）、會計部長官にランプ（Rump 盧普 獨國）、法務課長官にイメンス（Emens 伊門斯 米國）、衞生部長官にデパシー（Depasse 德巴士 佛國）が就任した。

都統衙門會議は英・佛・露・獨・日・米六國の委員によって、一九〇〇年の閒は運營されていたが、一九〇一年に入って再び變動があった。義和團戰爭における勝利の際の分け前にあずからんと、連合軍にわずかの兵士を派遣したにすぎなかった伊墺兩國も、會議に自國代表を送るべく働きかけた。その結果、イタリアは一九〇一年に天津に租界を獲得したため、四月一二日に會議への代表派遣に成功した[22]。これで都統衙門會議委員は合計七名となったのだが、講和會議の場において、「本國政府既ニ駐兵ニ加ハラザルヲ以テ此問題（各國軍隊から總指揮官を撰任する問題――筆者による）ニ容喙スル權ナシ」[23]と撤兵表明をしていたアメリカが、ついに五月一〇日、天津から撤兵したので、會議委員のフットは辭職せざるをえなくなった。つまり、アメリカは都統衙門會議における議席を失ったのである。

アメリカの撤兵は「聯合軍北京侵入以來同地ノ形勢次第ニ平穩ニ赴キ講和條件ニ關スル使臣會議モ無事ニ一段落ヲ告グルニ至リタレバ當國政府ハ夙ニ長ク米兵ヲ同地ニ駐屯セシムルノ必要ナキヲ認メ」[24]た當然の歸結としている。だが、この時點の都統衙門の狀態をみれば、同年一月に都統衙門の主席たる祕書處をロシアに奪取され、しかも當時既に都統衙門撤廢論がおこってきていたことから、おそらく、アメリカはもはや都統衙門の存在意義なしと見切りをつけていたであろう。さらに、これと並行して、二月から第二次アヘン戰爭後に獲得した天津租界を條件附きで、一旦中國側に返還していたのを再獲得せんと要求していたが失敗し、翌年七月、ついに舊租界支配權をイギリスに移讓したことにみられるように[25]、工業生產量において既に世界の首位を占めていたアメリカも、中國侵略においては明らかに遲れをとり、據點をもた

ぬがゆえにその影響力はまだ弱いものであった。したがって、やむなき撤兵というところがその實態だったのではないか。以後アメリカは都統衙門に關しては、他の列強と異なり、第三者的立場に立つことになり、門戸開放宣言の精神に則って、中國側の天津返還要求をいち早くに容認する國となるのである。最終的に都統衙門委員は、英・佛・露・獨・日・伊六國代表で定着した。

以上のような天津府政廳條令に從って、都統衙門は徴税の改善、司法制度の刷新、街道の敷設、大運河と海河上流の埠頭の建設等を行った。また都統衙門管理下で、義和團戰爭時に天津城壁上から租界に向けた砲彈の雨を浴びて苦戰したという軍事的理由と、「城脚下に在りて破爛の茅屋堆を成し、病菌を滋生するの池塘群を成す」[26]という衞生上の理由、そして日本にとっては「城壁取毀工事竣工ノ上ハ直接ニ我專管居留地ト現在城内ノ市街トヲ連接スルコトト可相成然ルトキハ我專管居留地ノ繁榮上實ニ莫大ナル利益ヲ與フル」[27]等のもくろみもからみあって、天津城壁が破壞された。そのうえ、歴代王朝の治下にあっても、いまだ施されたことがなかったといっても過言ではない河川・運河上の治安維持措置が、義和團運動の擴大、發展に果したその役割の大きさに顧みてとられるようになり、河巡捕という組織となって實現した。

腐敗・墮落しきった清朝官僚制度下においては行われるべくして行われなかった事業一切に、都統衙門はその管轄地域内で着手し、一定の成果をおさめた。したがって、次にあげるような申請が、天津返還が日程にのぼりはじめた時に、「地位ある中國人」から都統衙門會議になされたのも決して不可解なことではなかろう。

討論して（天津が――筆者による）中國當局に返還されることになった時、天津城の非常に多くの地位ある中國人が會議に權力を行使し續けることを申請した。まさに一中國雜誌が述べているように、その治理の下、天津の「一年のうちの市政の改善は、これ以前の五世紀閒よりもなお多い。」[28]

當然のことながら、この内容は、列強の共同管理下にあって、辛うじて存續を許された清王朝、帝國主義侵略と封建的支配の二重の壓迫を受けてがんじがらめにされていた中國民衆といった、當時の世界情勢の中での中國の位置を正しくと

らえたものではないが、清朝の自淨能力を喪失した舊體制がもはや「地位ある中國人」に見離されてしまっていたことがよくわかる。したがって、彼らの支持を清朝官僚がうけようとするならば、既に行われつつあった新政を本格化し、舊體制の淤泥をある程度まで洗い流し、彼らの地位や財産を保證できる政治能力と西洋近代政治・經濟への理解、並びに武力を備えていることが必要條件となる。それは次のモースのことば通り、都統衙門から清朝官僚が學ぶべき模範をみいだし、接收後の天津のみならず、中國全域支配にそれを活用することであった。

天津市の政廳の統治において、中國人役人がもしそのように望めば、正直で能率的な勤務の模範をみいだすだろうに。[29]

それは當時「進歩的急進政策を採」[30]る官僚とされ、「其の思想と魄力に就いてこれを言えば、袁なお曾・李の上に在り」[31]と非常に高く評價されていた袁世凱にのみ期待できるものであった。袁世凱は、接收後の天津において、胥吏・差役の淘汰、裁判制度の改革、獄制の改良等の試行を開始したことにみられるように、都統衙門の遺産たる〝西洋近代的合理性〟の繼承と自らの權勢欲とを巧みにからめて、所謂北洋新政を推進していった。[32]そのことが、のちの北洋軍閥形成の重要なポイントになっているといえよう。

二　天津行政權返還交渉開始前の過程

(一)　都統衙門撤廢論の出現

一九〇〇年一二月二二日、全權大臣慶親王奕劻、李鴻章と一一ヵ國公使との間で、議和大綱一二條が確定され、二六日、これを清朝政府が承認した。講和條約の骨格がほぼできあがったのである。

「西洋的なものへの反抗」という義和團の「素樸でしかも強烈であるが故に衝動的であり、明確な目標と自己規制を持

たぬ故に狂信的ですらある」[33]反帝國主義運動は、列強の對中國利權奪取の欲望を抑制、或いは掩蔽させ、「文明國」の既得權益の保護という最大公約數の下、共同歩調をとらざるをえなからしめた。都統衙門は義和團運動時における列強の共同歩調の所産であった。ところが、その目的が達成され講和段階に入ると、各國とも自國の利益の追求に狂奔した。こうなると、都統衙門の相互牽制機能のみが目につきだし、各國が、清朝政府に個別交渉を望む際には、その存在は單なる障害物でしかなかったのである。

その狀況に火を附けたのが、ロシアの都統衙門祕書處の奪取であった。それについて、ワルデルゼーは、

イギリス公使サトウ（E. Satow　薩道義）氏の『臨時政府』に反對する理由に至っては、彼の非常に官僚的な習慣が敢えて前例を破って執行しないのは問題にしないのを除き、その原因は、該項の『臨時政府』の主席が地位關係のために、ほかでもなく、ロシア人の手中に歸し、そのうえ、最もイギリス人に恨まれている（ロシア）將軍ウォガックの手中に歸したことにあるだろう。[34]

と述べている。加えて、天津租界における英佛兩軍の衝突事件に象徴される各國軍隊間の不和がクローズアップされてくるのと相俟って、都統衙門撤廢の聲があがり始める背景となった。

清國外務部は、一九〇一年春に、都統衙門會議に代表を派遣している六國公使との會合で、天津返還は公約第一一款に記載されてあることをあげて、天津からの撤兵、返還を要請した。それに對し、六國公使は、各國武官及びともに和約條款を協議している諸國公使との相談に數月を費したにもかかわらず、いまだ決定していない、と返答してきた。その後も、外務部は頻りに照會を繰り返した結果、六國公使から再度照會を得、その照會の內容を引用して、七月二八日に次のように上奏している。

現に本國國家を奉じ、應に該都統衙門を將って裁撤するを允すべし。惟だ中國國家、先ず應に特に聲明を爲し、擬する所の各節に照らして辦理するを允すべし。應に各節を允すべきの覆文到るの日より起こして計算し、四箇禮拜內

に、天津都統衙門を將って裁撤せん。應に指明を請うらくは、時に屆びて都統衙門、應に天津城並びに天津一帶地方の各事を將って、何の項の官員に交與し接收すべきか。(35)

また、この照會に附屬していた條件中、次の一節を外務部は重要な問題とした。

礮臺を拆毀し、及び京師より海に至るの通道に、數處を酌定して兵を留め、舊に照らして駐紮するが如きは、均しく公約第八款・第九款に按照して辦理するに係り、中國駐兵、須らく天津を距つること二十里とすべきは、彼此相遇って事を滋くするを免るるに係り、其の稱する所の京より海に至るの通道の各軍隊管帶の得る所の彈壓治罪の權、延いて鐵路兩旁六里に至るは、鐵路或いは電線或いは聯軍の人及び物產を犯す有るを指して言うに係る。(36)

しかし、その他の各節については、外務部も異議なく、「中國、地方を治理するの權と、なお窒礙なし」(37)として積極的に返還實現へ運ぼうとしたが、この時期の交渉は、これ以上の進展をみず立ち消えになった。本格的交渉は、辛丑條約の締結を待たねばならなかったのである。

では、辛丑條約の締結に至るまでの都統衙門の存廢をめぐって、どのような議論がされたであろうか。前述の六國公使、各國武官及び和約條款に關連している諸國公使との間で數月も費して議論された內容——都統衙門撤廢に對する贊否兩論をここでみておこう。

反對論は、連合軍各國司令官らが唱えた。ワルデルゼーは「天津及びその附近に對して、長期間、國際管理の下に置くべき一事は、極めて必要があると考えられる」(38)とし、自己の見解が原則上完全に間違いがないことは、「その一は連合軍各國司令で私の主張に一致、贊成しないものはいない。その二は一八九九年のハーグ平和會議でかつて規定したのだが、おおむね敵地を占領した後、その地の行政事務は占領軍隊の監督下に置くべきである」(39)ことで證明できるという。反對理由は、外國軍隊が駐兵權と行政權をともに掌握せねば、清朝政府に條約を遵守せしめる「最も有效な手段」(40)としての駐兵が意味をなさないと考えていたからであった。また「白河を浚渫修理する一事に至っては、北京の安寧、天津の商業に皆

重要な關係があり、私は現在既にその着手進行を命令した。もし中國勢力が一旦また優勢を占めれば、私のこの計畫は立ちどころに停滯に歸するか、或いは永遠に實現の日はないであろう。私は、この（白河浚渫修理）問題は極めて重要であり、私の考えによれば、この一事はまことに『臨時政府』を設立した價値を持っていると思う」[41]とあるように、一八九八年から中外協同で着工されてきて、義和團戰爭後、軍事上、通商上、その重要性が增した白河（北河）改修工事完成への危惧を具體的理由としてあげることができるだろう。反對論は、日本の內閣總理大臣山縣有朋の「天津ハ北京ノ咽喉ヲ扼シ山東及滿洲ノ中央ニ位シ實ニ北淸要衝ノ地タルノミナラズ亦久ク北部通商ノ衝トシテ各國共同ノ利害ニ關スルコト頗ル大ナリ故ニ天津大沽一帶ノ地域ヲ劃シテ中立地トナシ各國ノ共同守護ニ置クヲ必要トス」[42]という天津中立化案にまで發展する。

それに對し、各國公使や領事らには、列強閒の調整をはかり、將來における共同步調の維持を保障することは極めて困難であるとし、その理由に單に相互對立のみならず、本國の財政事情をあげる撤廢贊成論が主流を占めていた。一九〇一年四月一七日の公使會議において、フランス公使が「天津ノ民政ハ過渡ノ時期閒ト雖事情ノ許ス限リ可成速ニ之ヲ淸國政府ニ返還スベシ」[43]と發言し、代表一同が贊成したことからもわかるように、外交筋では撤廢贊成を早い時期から表明していた。また、日本では山縣の天津中立化案に對して、外務大臣靑木周藏が「大沽及天津ノ砲臺ヲ廢毀シ北京ニ通ズル道路鐵道及電信ヲ保護スル爲メ幷ニ北京公使館ヲ警護スル爲メ將來各國ヨリ北京天津閒ヘ各一中隊ヲ配置セシメバ『中立地』ヲ設定スル必要ナキニ似タリ」[44]と反論を加えている。

義和團戰爭後、淸朝を介して中國を閒接支配せんとする、新しい對中國政策の大枠においては同一意見でありながら、それを實行に移していく時の方法論の齟齬が、軍隊筋と外交筋の閒に存在した。列強閒の利害對立に加え、こうした一國內の意見不一致が、以後の返還交涉を長びかせることになるのである。

九月七日、一年近くの月日を費して、ようやく辛丑條約が締結された。ここでは、天津行政權返還に直接關係のある條

項のポイント部分だけをあげておくにとどめる。

八款　清國國家は大沽砲臺及び北京・海濱閒の自由交通の障害になる各砲臺を一律に削平すること。

九款　外國軍隊は北京・海濱閒の自由交通維持のため、天津・山海關等の一二ヵ所に駐留すること。

一一款一項　北河の河道改修は、天津を治理する事務が返還された後に中外の協力によって行うこと。

辛丑條約における天津行政權返還は、北河改修工事の前提條件とされ、さして重要でない案件である觀さえあったのである。

(二)　袁世凱の登場

辛丑條約附件にあるように、各國軍隊は九月一七日に公使館守護兵を除いて北京から撤退し、二二日には第九款に列擧されている一二ヵ所の駐留地を除いて直隸省全域から撤退した。その撤退により、西安の行在にいた兩宮が一〇月六日に回鑾を開始した。(45)

こうして辛丑條約に從って次々と事が進められていったにもかかわらず、天津返還交渉は再開の端緒をみいだせぬままであった。九月三〇日には、天津返還交渉を開始し早期回收に努めよという上諭が奕劻、李鴻章に傳えられたが、(46)天津を受領する責任者たる直隸總督李鴻章の健康狀態がすぐれなかったために、實現には至らなかった。李鴻章は一〇月三〇日に吐血、一一月六日には一〇日閒の賞假をうけたが、(47)その翌日、中國近代史に數多くの事跡を殘して、ついに七八年閒の生涯にピリオドをうった。(48)同日附で、山東巡撫袁世凱に直隸總督兼北洋大臣を署理せしめ、袁が未到任の閒は直隸布政使周馥が護理せよという上諭が下った。それに對して、袁は生母劉氏の喪にあるという理由で辭退したが、九日再び上諭をうけるに及んで、一七日北上し、署直隸總督兼北洋大臣の任に就いたのである。

袁世凱は、一二月五、六兩日、北京の各國公使を歷訪し、その最後に日本公使內田康哉を訪ねた。その場で、袁は天津

返還の件に對する內田の意向を打診するとともに助力を請うた。[49] 袁は天津の今日の狀態について、都統衙門管理下にある地域での土匪の猖獗とその影響による通商の衰退、[50] 鹽務における支障を述べた。また、清朝政府からの要請理由として、天津は北京の門戶であって、これを他國に委ね置くことの不便、新政推進の上で直隸省は「全國首善ノ省ニシテ主トシテ新事業ヲ起シ大ニ他省ノ模範トナルベキ地位」[52] にあるにもかかわらず、天津が未回收のままではその資力を得るすべがないこと、且つ、義和團戰爭の賠償總額における直隸省の負擔が圖拔けて大きいこと、[53] 及び保定にいては充分に善後をはかり各國への義務を果たしえないことをあげた。そして、その締めくくりに、清朝官僚にあっては袁以外の誰も出しえない切札をもって迫るのである。

余ガ昨年山東巡撫任內地方安寧ヲ維持スル點ニ於テ聊カ知ラルル所アルニ對シテ天津ヲ還付セラルルトモ地方安寧ヲ維持スル事ニハ本總督ヲ信用セラルル事ト思考ス[54]

すなわち、山東省において發生した義和團運動を支援しその元凶とまで噂された毓賢にかわって、一八九九年一二月、署山東巡撫に任ぜられた袁は、自ら率いる新軍による徹底彈壓を選擇した。それにより山東省における義和團の活動は下火になり、清朝政府が宣戰布告するに至っても、山東省は非戰爭狀態を維持し續けるが、一方山東省から流れ出した義和團は、直隸・山西等の北中國一帶に擴散し、結果的には運動そのものを發展させることになる。それはともかく、義和團運動に對して、終始、強硬彈壓策を採用し自己の任內で成果をおさめたのは清朝官僚の中では袁のみであった。そこで義和團の再來を最も恐れる列強に向かって、地方安寧の維持を約束する場合、過去に實績のある袁をおいてほかにこのような說得力のある發言ができる者がいないのが實情であった。連合軍の勝利は袁に巨大な財產をもたらした。袁はその財產を大いに生かして、辛丑條約體制下で對外的・對內的強さを發揮するのである。

公使訪問と同時に、袁に語學力と外交手腕を高く評價されていた唐紹儀が津海關道に就任する。[55] 天津返還交涉は、內外兩面から本格的な一步を踏みだしたのである。

一二月九日、袁は各國公使あてに書翰を送り、天津返還を要請した。[56] その直後に、辛丑條約を遵守する意思が清朝政府にあることを示すべく、庚子賠款第一次支拂いを期日通りに行い、翌一九〇二年一月七日には兩宮が回京した。[57] そういう國內情勢を背景に、一月一一日、再び袁は各國公使あてに書翰を送ったが、[58] 芳しい反應はなく、ただ日米兩國公使だけが、ただちに同意を示したにすぎぬありさまであった。[59]

袁はまた、別のルートを使って交渉の糸口をつかむ努力をした。都統衙門に關しては、第三者的立場にあるアメリカに介入を依頼したのである。つまり、從來の駐清公使を通す方法ではなく、列強各國政府に直接、交渉の開始を訴えたのである。一月二〇日、出使美國大臣伍廷芳をして、アメリカ國務長官ヘイ（J. Hay 海約翰）に「袁總督は、北京の外國公使が既にこの提案に同意を表明したが、その時日まで提示されるに至らなかった、と述べている」[60] と傳えさせ、アメリカ政府の協力を要請した。伍廷芳は、七月二七日に任期滿了し歸國するまでの閒、地道にアメリカ側と折衝を續け、その一方で歐米諸國の新聞を通してこの要請を傳播することに努めた。[61]

ヘイはその主旨を英・佛・日・獨・伊に駐在するアメリカ公使に傳え、各國政府の見解を確かめさせた。その文面において、アメリカ政府は次のような見解を表明した。

アメリカ政府は、該地方における一般行政に干渉し、人民を支配し法律を施行しようとする中國政府の努力を妨げ、そして賠償金支拂いのために擔保にいれた稅の徵收を妨げる天津市及びその周邊地區の臨時政府の存續が、直隸省からの列強の撤兵の點において最終議定書の條件と一致せず、實現可能な最も早い日に中國當局への天津市及びその周邊地區の返還が、列強・中國閒の爭點の調整に求められた目的のためになる、と考える。[62] これは、決して北京・海濱閒の自由交通維持のための列強軍隊の分遣隊の存在問題に影響しない。

すなわち、門戶開放宣言にのっとった「ヨーロッパ流の植民地主義」[63] とは異なる、だが本質的には全く同類の、「領土を海外にもたず、獨立を與えあるいは獨立を認め」る方針を貫いたものであった。清朝政府をして中國を支配せしめ、辛

丑條約體制に少しでも早く入った方が列強と中國との間の事態調整にプラスとなり、ひいては中國に對して經濟的侵略を企圖しているアメリカに利益になるところ大と判斷したのである。そして、北京・海濱間の交通路維持のための各國軍隊駐留に行政權の掌握は含まれていないばかりか、都統衙門撤廢による影響もなしとして、中國側への行政權即時返還を促している。換言すれば、天津駐兵權と該地行政權を分離すべきことをもって天津返還を主張したのである。

アメリカ公使たちから駐在各國政府への問合わせは、三月初め前後（日本の場合、外務大臣小村壽太郎の手に渡ったのが、三月三日となっている）に行われたと思われる。袁の列強各國政府を動かして打開を狙おうとする計略は、みごと效を奏し、現地中國において、公使・軍隊間での見解の齟齬から暗礁に乗り上げた觀があった交渉開始が實現し、本國政府の指示を受けて都統衙門撤廢・天津返還に向かって動き始めたのである。

三月五日、外務部は英・佛・露・獨・日・伊六國公使に正式に照會を行う。ようやく、ここに天津都統衙門撤廢・天津行政權返還交渉の開始が決定されたのである。

三　天津行政權返還交渉

(一)　返還條件をめぐる各國公使・司令官間の交渉と袁世凱の對應

三月一三日、北京において六國公使會議が開かれ、都統衙門の早期撤廢に向けて基本的條件が討論された。その時の「討議サレタル重ナル條件」は、次の通りである。

①天津ヨリ全ク外國兵ノ撤退ヲ了スル迄清國兵隊ハ天津ノ周圍二英里以内ニ駐屯スベカラザルコト

②清國ハ天津ノ城壁ヲ再築セザルコトヲ約スルコト

③天津還附ハ現ニ民政廳ニ於テ着手中ナル砲壘ノ破壞ヲ了シタル後始メテ行ハルベキコト

④天津還附後ハ議定書第十一條ノ規定ニヨリ白河修理委員會ニ於テ清人多數ヲ占ムベキヲ以テ之ニ備フルタメ在清獨逸公使ハ天津駐在外國軍隊ヨリ一ノ武官代表者ヲ該委員ニ加フルコトヲ提議セリ

⑤天津ハ外國軍ノ駐在スル閒ハ該地還附後使用スベキ射的場ノ事ニ關シ清國官憲ト或ル協定ヲ整フルコト必要ナリ(64)

①は、公使會議においては、駐津外國軍隊の撤退を近い將來に設定していたがゆえに現れた一條項である。辛丑條約締結以前の都統衙門存廢をめぐる論爭において、外交筋と軍隊筋の閒で對立がみられたが、それは天津行政權返還交渉が開始されても解消されなかった。それについての詳細は後述する。②③④は、從來からの懸案であった天津城壁・砲壘撤去・北河改修の各問題に對する具體案である。⑤は、一九〇一年七月の上奏中に引用された照會の爭點としてあげられていなかった「射的場」＝軍事演習に言及している。

では、この三・一三公使會議での內容に對する清國側の反應はどうであっただろうか。

袁世凱は外務部への報告で、從來六國公使は天津返還を表明しながらも具體的な時日の提示に至らなかったのが、ようやく日程にのぼるようになったとし次のように述べている。

該款內に天津附近十里內駐兵を許さざるの一節有り。惟うに天津は中國の地方に係り、各國均しく駐兵する有り、反って地主の自ら其の權を行なうを允さざるは、殊に公道を缺く。且つ津郡盜賊充斥し、多く利器を有す。現に各國駐兵甚だ多く、仍お搶劫迭ば出ずるを免れず。我如し兵なくんば、斷じて治理し難し。津埠に至りては左右の地勢甚だ狹く、本より重兵を駐する能わざるも、彈壓緝捕には二、三千兵必ず少くべからず。如し各國、大部に向かいて商及せば、務めて鼎力主持するを祈る。切に禱る。(65)

三・一三公使會議では、「討議サレタル重ナル條件」以外に、一九〇一年七月の上奏中の照會にあった全條件も當然含まれて提出されたはずである。中でも、清國軍隊駐屯禁止區域の存在に伴う天津の治安維持のための兵員數制限には、袁は強く反對している。そして、その件については、斷乎、六國公使に袁の示した右の要求を主張することを外務部に依頼

している。袁からの報告をうけて、三月一六日のイギリス公使との會談に臨んだ外務部は、袁に、

昨、英使と天津を交還するの事に談及するに、尙お數款有り。北河を修し、礮臺を拆し、天津に城を修せず、巡捕を設け、重兵を駐するをえざるに係る。當に答うるに「地方を彈壓するは、必ず二、三千人を須ちて方めて敷用するに足る」を以てす。英使但だ言えらく「城內に在るべからず」と。並びに十里の外に限定するの說なし。天津を交還するの日期は、以上未だ妥協を商らざるに因りて、是を以て未だ定まらず。(66)

という返事を送り、列強側の冷淡な對應を傳えている。

清國側は、天津の治安維持を困難にする軍隊駐屯禁止區域の存在を最も問題視していた。一九〇一年七月の上奏中の照會の引用においては、清國軍隊駐屯禁止區域が天津の周圍二〇里となっていたにもかかわらず、「中國、地方を治理するの權と、なお窒礙なし」と報告されていたが、これは今回の報告とは對照的である。その原因は主に、天津を接收する直隸總督の違い――講和會議の過程からその健康が案じられていた八〇歲目前の李鴻章と四〇歲をこえたばかりの新進氣鋭の袁世凱との意氣込みの差――にみることができよう。

さて、公使會議では三・一三條件に關する意見を駐津司令官にきくこととなり、討議の場は天津に移された。四月一二日、連合各國司令官會議が開かれ、「天津行政權返還に關する通牒」(67)が可決された。この二九條から成る「頗ル煩雜苛酷ナル條件」(68)とまで言われた通牒の主な條項を、次に要約してあげてみよう。

①削平された砲臺の再築禁止（第二條）。

②天津城壁の再築禁止（第三條）。

③天津における清國警察人員は「天津市街及天津都統衙門ノ現管轄地域ヲ通シテ」二五〇〇人に制限すること（第五條）。

④天津市街から三〇キロ以內を清國軍隊駐屯禁止區域とすること（第八條）。

⑤外國軍隊は、その占領地周圍三〇キロ半徑內において「清國官衙ニ照會ヲ用ヒズシテ操練ヲ爲シ射擊及野外演習ヲ行

フコト」（第九條）。

⑥外國軍隊は必要の時に際し、北戴河及び北京西方の丘陵上に、夏期舍營地を占領する自由があること（第一六條）。

⑦清朝政府は、天津都統衙門會議の行爲一切を承認すること（第二〇條）。[69]

また⑦には「聯合諸國ハ清國ト戰爭ヲナシタルニアラザルコトヲ常ニ主張セシガ故ニ假政府ハ清國政府ニ代リテ行動シタルモノト看做シ」という表現があるが、これは注目に價しよう。そもそも八ヵ國連合軍が中國に派遣されたのが、北京の公使館をはじめとした列強各國人の救援、保護にあたるためという理由づけをされた上でのことであった。王芸生氏は連合軍の態度として八點をあげているが、その第二點「我らの本國は目下、中國政府と平和を保持しているので決して中國政府に對して進兵するのではない」ことと、第三點「今回の進兵の目的は、義和團の名を以て中國政府を轉覆せんと欲する有力な叛徒を討伐するに在る」[70]ことに基づけば、列強側は義和團戰爭を國家間の戰爭と認めていなかったことは明白である。列強側とすれば、無力な清朝政府にかわって暴徒を討伐してやり、陷落後、無政府狀態にあった天津を救助し再建してやったのだから、清朝政府は提示された返還條件を全面的に承認し、天津をありがたく頂戴するのが當然と考えていたのである。こうして連合軍の戰爭中の諸行爲をうやむやにし、甚しきは正當化すらし、加えては、名目上、都統衙門を撤廢するが、實質的には存續して中國を監視し壓迫し續けようというのである。

四・一二通牒は、イギリス軍司令官から北京の公使會議に通報された。

四月二九日、兩宮に扈從して南苑から北京に入った袁世凱は、翌日、內田公使を訪ねた。その際の會談で、四・一二通牒の內容を說明された袁は「天津地方ハ其制限里數以內位ノ處正ニ匪徒尤モ多キ所」であるにもかかわらず、列強がこの地域及び鐵道周邊に、清國の治安維持を目的とする軍隊の配置を許さなければ、清國側としては、辛丑條約第一〇款に記されてある、清國官憲に負わされた民衆の排外運動を彈壓する責任を果たすことは難しいとした。並びに「我國ハ最早各國ニ對シテハ賠償スベキモノ謝罪スベキコト等ヲ爲シ完レリ今日平和條約モ訂結サレタル曉尙續々枝節ヲ生ズルニ至ルハ

此レ全ク各國ガ天津ヲ交還スルコトヲ願ザルニ因レルナラン」と、四・一二通牒が辛丑條約の枠をはるかに超えた、許容し難い要求であると非難し、この條件では天津をうけとることを望まないとまで述べたという。しかし、この返還交渉は辛丑條約の時と同様、列強間で決定された内容を清國側に強要するというものであり、列強と清國の間で對等に議論されるという類のものではなかった。したがって、袁が「寧ロ保定ニ在テ徐ニ諸般ノ準備ヲ爲シ機ノ熟スルヲ俟ツアルノミ」と「慨嘆」(71)したのも無理ないのである。

清國軍隊駐屯禁止區域の存在には、さしもの袁といえど、頭の痛い問題であったようである。天津を回收するうえで、回避不可能であろうこの條項に、如何に對處すべきかを、「西人某君」に相談した結果、警察組織の設立に注目し始めるようになった。

袁世凱初めて北洋に調せらる。天津海河一帶に値りて、盜賊蜂起す。各國と善後條約を締結し、天津と距つること六十里内、軍隊を駐屯するを准さず。時に天津尚お未だ交還せず。袁保定に駐まり、未だ雨ふらざれども綢繆す。閭閻靖からざるを以て、兵無くんば焉くんぞ能く捍衞せんや。因りて計を西人某君に問う。某君誠を推して袁に告げて曰く、「各國締結するの條約、軍隊を駐屯するを准さずと雖も、未だ嘗て警政を辦ずるを許さざるにあらず」と。袁問えらく「警察の意安くにか在る」と。某君曰く「警察なる者、社會の秩序を維持し、公共の安寧、幸福を保護する者なり。公、如し能く警政を行わば、各國但だ君の違約を訾る能わざるのみならず、且つ必ず贊成多からん」と。(72)

治安維持のみを擔當する非軍隊的組織――警察を勸めるこのアドバイスは、袁の關心を強めるのに大いに貢獻したことであろう。

警察組織――巡警については一九〇一年九月一二日の上諭で既に、新政の一環として兵員裁汰による軍隊の精鋭化、兵餉の節約をはかることが述べられている中に、その名稱が出てくるが、「各省の將軍・督撫に著して、原有各營を將て嚴に裁汰を行い、若干の營分を精選して、常備・續備・巡警等の軍と爲し、一律に新式槍礮を操習し……」(73)と、軍隊の一つ

とみなされていた。それに對する袁の報告たる翌年六月二一日の「北洋創練常備軍營制餉章摺」においては、常備兵編成についてが中心的内容であり、巡警については「再び釐訂を行いて、學堂を分設し、巡警を籌辦し、武員を錄用し、及び本省の軍數・餉數に至りては、皆まさに陸續と規畫し、分別して具奏すべし」(74)とあり、まだ本格的計畫ができあがっていなかった。ところが、八月八日の「創設保定警務局並添設學堂擬定章呈覽摺」では、「備軍は外侮を禦ぐ所以にして、警兵は内匪を清める所以なり。……各國警察、内政の要圖と爲し、毎に大臣を設けてその事を領す。蓋し必ず姦宄興らざらん。しかる後、民、その業に安んじ、國本、既に固まらん。しかる後、外患潛銷せん。且つ國家の政令の頒く所は、民志の從違に於て以て治理の得失を驗すべし。しこうして官府の資して耳目と爲す所、藉りて以て、輿情を考察する者も亦た惟だ巡警のみ是れに賴る」(75)と、その重要性を説くに至っている。

こうして、巡警が天津返還條件における清國軍隊駐屯禁止區域への對策として設立、訓練され、その成功は袁の「直督時代の政績」(76)の第一と評價されるほどだったのである。

また、このような難局こそ、袁の本領發揮に最高の好機であった。袁は、列強には辛丑條約を清國が遵守できる充分な條件が、示されていないとして承諾に難色を示す一方で、清朝政府・外務部に對しては「近聞すらく、洋人議論して、中國の變法祇だ空言に託すのみ、地方萬も久しく安んじ難く、洋人恐らく仍お害を受けん。宜しく法を設けて箝制し、以て後患を防ぐべし、と謂う」(77)と報告している。つまり、清國が内政變革の促進に積極的でないために、列強の不信を買ううえに、國内治安さえも保障できないようならば、列強は一層干渉を頻繁に行ってくるであろうとし、急速な新政の推進、中でも、軍隊の近代化とその擴大の必要性を説くのである。袁は、義和團運動による荒廢というデメリットを背負った直隷省の總督たることを、逆にメリットとして利用し、新政推進上、かなりの自由裁量の餘地を得る。そして、内政問題と外交問題を一手に握り、雙方を巧みにからみあわせて自己に有利な方向に操作し、後の北洋軍閥の基盤を着々と築きあげていくのである。

五月一三日の六國公使會議は、四・一二通牒を審査した。その席上、内田公使は、四月三〇日に袁に約束した通りに、條件の輕減に努力し、都統衙門撤廢後、清國軍隊の駐屯を完全に排除している廣大な地域に、二五〇〇人の警察員だけで治安維持をはかるのは困難なので、最低限一〇〇〇人ほどの清國兵を備える必要があると意見を述べ、直隷總督護衛兵三〇〇人の許可を提議した。その他、若干の修正と説明を附して、司令官會議に移牒された。だが、司令官會議では期待されたほどの輕減はされず、ただ、直隷總督護衛兵三〇〇人を認め「些細ナル文字ノ修正ニ同意」したにとどまった。(78) 五月二九日の六國公使會議では「大體ニ於テ司令官等ノ提議ヲ是認シ」、(79) あとは外交團の同意を得れば、最終決定をみるというところまで到達したのである。

(二) 局面の轉換から天津返還へ

六月二四日の六國公使會議は、「其ノ天津司令官ト合意ヲ了シタル條件ヲ外務部宛公文案トナシ外交團會議ニ付スルノ前該文案審査ノ爲メ」(80) に開かれた。ところが、その席でロシア公使が「露國政府ハ此問題ヲ以テ純然タル政治的問題ト認ム都統衙門ニ於ケル露國ノ代表者ハ既ニ天津ヲ去リ已レバ又本件ニ關シ清國政府ニ致サルベキ一切ノ照會ニ參加スベカラザル旨ノ訓令」(81) に従い、ロシアの都統衙門離脱を宣言したのである。それはとりもなおさず、八ヵ國連合軍結成以來、形骸化しつつも體裁だけはとりつくろってきた列強の共同歩調が、完全に破綻したことを意味する。

このロシアの衝撃的宣言の背景として、以下の四點が指摘できよう。

①戰略變更。ロシアは、義和團運動に乘じて、一六萬の大軍を東三省に送りこんでいたが、李鴻章の死により露清交渉は破綻をきたしたにもかかわらず、依然と撤兵せず、營口・牛莊は占領狀態にあった。そういう時に、ロシア側に戰略變更があり、より一層東三省が重要視されるようになる一方で天津の比重が輕減したために、(82) ロシア一國で臨みうる東三省撤兵交渉で清國からより有利な權益を得やすくすることを見込んで、天津返還問題で清國側に譲歩をみせつけようとし

た。

②天津に租界を獲得。ロシアは一九〇〇年に念願の租界を天津に得、英・佛・日・獨と同様、華北における重要な據點を既に掌握し、領土獲得の一側面では一應滿足できる成果があった。

③親露勢力の再形成を企圖。清國側が承認をしぶる苛酷で強壓的な四・一二通牒にロシアの名を連ねないことによって、他の列強を出し抜いて「清國ノ親友ナルヲ裝」[83]い清國側の會心を得て、李鴻章死後の親露勢力を形成しようとした。

④都統衙門存續の利益の激減。既に述べたように、都統衙門では一定の枠内にはめこまれ相互牽制し、自國本位の對中國政策を行い難い狀態にあるために、特に領土的野望の旺盛なロシアにとって、都統衙門は不要となったばかりでなく、その存在が邪魔にすらなっていた。

局面は一轉した。ロシアの行動に殘された五國が疑惑をもったことは言うまでもない。この離脱宣言により、順調に進められてきた返還準備は停止した。六月二八日の外交團會議も紛糾のうちに終わり、五國及び清國と利害關係のある國々との閒で打診と調整がはかられることになった。

五國は、四・一二通牒の「頗ル煩雜苛酷ナル條件」に固執して、清國を親露に追いやるというロシアの思惑通りに事を運ばせてはならぬと、清國には「目下ノ難局ハ偏ニ無責任ナル露國ニ基因スルモノ」[84]と宣傳した。その一方で「各國ガ必要以上ノ要求ヲナシ居ルノ事實ニ照ラスニ民政廳ノ引渡ハ此上尙ホ遷延スルニ至ル」[85]とし、條件緩和への動きを始めたのである。

五國の宣傳は效を奏したようで、袁世凱の外務部への報告には「交津の一議、俄人、向來、梗を作し、亦た未だ必ずしも果肯力贊せざらん」[86]とある。又、清國は、交渉當初から返還附帶條件を不要としていた日本に對し、北河改修をめぐる問題等で四・一二通牒固持を主張していたドイツをはじめとする各國に早期返還を促すよう懇請した。[87]義和團運動の中の一大事件、一八九七年一一月の鉅野教案以後のドイツの對中國強硬政策は、いかに媚外化した清國といっても默過できな

かったようである。そのことは、山東巡撫に任ぜられた周馥が、赴任前の内田公使との會談において、決然と「獨逸公使ハ將來余ニ對シテ求ムル所尠ナカラズ彼レ若シ本件ノ讓歩ヲ爲サザルトキハ余ハ山東省ニ於ケル彼レノ事業上ニ報復スル所アルベシ」[88]と述べていることにもあらわれている。

その間、袁世凱個人においては、國の内外からの彼の信用を高めるできごとが續いた。一つは、六月九日、袁が直隷總督兼北洋大臣のポストを實授したことである。もう一つは、廣宗・鉅鹿兩縣を中心とした直隷省西南部で發生した景廷賓起義が、「掃清滅洋」をスローガンに掲げて、フランス人宣教師殺害までに發展したが、六月中旬に景廷賓を逮捕し、この一件にピリオドを打ったことである。袁の、義和團運動であげた「地方安寧」の實績を再證明し、しかも、その彼が直隷總督という、事實上、清國における最高實力者としてのポストに定着したということが、有形無形のうちに、局面の轉換した天津返還交渉において、清國に有利に働いたことは否めない。

七月七日、五國公使會議において「大體ニ於テ頗ル寛和ナル條件ヲ定メ」[89]、八月一五日を返還期日とし、一二日に協議確定の上、同日附をもって議決結果を同文公書として、一四日外務部に發送した。その要點は次の通りである。

①辛丑條約第八款で規定された各砲臺の削平を、駐津外國軍司令官に委託して完成させること。

②都統衙門撤廢後も外國軍隊は現占領地點の駐留を繼續することを確認し、㋐外國軍隊及びその必需品は各賦税を免除され、㋑外國軍隊は「操練、打靶（射擊）及び野外大操の權」を有し、㋒夏季屯營地を占領する權利が付與されること。

一九三七年七月七日の蘆溝橋事件において、日本軍が何故そのような所に駐屯し、軍事演習をしえたかという駐留外國軍隊の權利が②にあったことは、周知の如くである。

③駐津外國軍隊から二〇里以内を清國軍隊駐屯禁止區域とし、北京・海濱間の駐留軍隊の「彈壓治罪の權」は鐵道兩側二マイル以内に及ぶこと。

④直隸總督の權利に關して、㋐天津城内に三〇〇人以内の「親兵」を配置でき、㋑「警察勇一隊」を設けて河上の治安にあたり、その管轄は鐵道兩側二マイル以内を流れる河川についても認められること。

⑤削平された各砲臺、天津城壁の再築及び北河口・秦皇島・山海關に海防設備を施すことの禁止。(90)

七・一二天津行政權返還條件は、辛丑條約の補完的意義を有する程度にとどまらず、それを大きく一歩進めたもの――特に外國軍隊の駐留權の擴大及び清國軍備制限の兩側面において――で、義和團運動後の列強の新しい對中國政策に基づいてつくりあげられ、辛丑條約體制を完璧ならしめた條件である。しかも、それは清王朝存命中に終わらず、日中戰爭終結までの四〇年以上もの間、中國を抑壓し續けた枷鎖であった。

七月一八日清朝政府はこの條件を承認し、翌日返還期日を八月一五日に正式決定した。(91) 袁世凱は引き繼ぎをスムーズに行うために、返還期日に先立って、津海關道唐紹儀、長蘆鹽運使楊宗濂、天津道張蓮芬、天津鎮總兵吳長純らを天津に赴かせ、調査及び引き繼ぎ準備をさせた。(92) 八月一五日袁が天津に向かい、天津とその周邊地域すべての接收を完了した。ここに天津都統衙門の二年餘りの歴史に幕が引かれたのである。

おわりに

ここで、列強にとっての天津都統衙門撤廢と、中國にとっての天津回收の意義を整理しておこう。

まず列強にとって。列強が角逐する中國において、占領下の天津に列強の共同管理下にある行政機構を設置しようとすれば、天津都統衙門の如き合議體にせざるをえないであろう。しかし、共同管理が當然ひきおこす列強間の調整と、派兵に伴う本國の財政負擔は、前途多難を豫想させるに充分であった。そこで、列強は駐兵權の擴大をはかり、直接支配から間接支配へ方向轉換し、金がかからないといった現實性を帶びた、中國に對する軍事的、政治的、經濟的そして社會的諸側面での完全從屬化策を推し進めた。しかも、それはロシア對策を念頭に置くという、新たな對立に備えての陣營編成を

進めながら行われたのである。

中國にとって。列強の新しい對中國政策は、崩壞寸前の危機にあった清朝に九死に一生をもたらす結果となった。天津回收は、清王朝再建のためのエネルギー源の付與であった。また存命成った清朝の新政推進を背景にして、義和團運動に代表される民衆運動から列強の利益を保護する任務を遂行することを義和團運動成長期から實證してみせていた袁世凱は、李鴻章の後任として直隸總督に就任し、天津返還問題をめぐって列強と折衝する最初の經驗をした。それにより列強各國がもった袁に對する印象の好惡は別として、結果的にそのことが、袁を「洋人の王朝」と化した清朝を支える最高實力者と認めることになったのである。

一九〇〇年は、北中國が義和團運動によって大混亂に陷った閒隙に乘じて（決して呼應したのではない）、長江流域において改革派の自立軍起義が計畫され、廣東省においては孫文一派によって李鴻章を擁しての兩廣獨立計畫が企てられ、その失敗後、惠州起義が實行された年である。また、東南各省の督撫と各國領事との閒では、東南互保に關する約款が結ばれた。このような當時の狀況の中で、袁世凱の義和團への對應は、特別な對應なのではなく、一つの對應にすぎなかったのではなかろうか。天津回收は、その對應の到達點と考えられる。

註

（1）堀川哲男『中國近代の政治と社會』（法律文化社　一九八一年）。
小林一美『義和團戰爭と明治國家』（汲古書院　一九八六年）。

（2）天津都統衙門關連論文には次のようなものがある。
。菅野正「義和團事變後の對中國政策」（『ヒストリア』五五　一九七〇年）。
。林樹惠「天津都統衙門――帝國主義侵略的機構」（『歷史敎學』一九五二―六）。
。張高峰「九國瓜分天津的年代」（『天津日報』一九八一年一〇月二五日）。
。李嘉谷「沙俄與天津都統衙門」（『近代史研究』一九八二―二）。
。馬振擧「中國近代地方殖民機構――天津都統衙門」（『歷史

知識』一九八三―四)。

なお、この時期の袁世凱を研究したものとしては、

。渡邊惇「清末袁世凱と北洋新政」(『歴史教育』一六―一・二 一九六八年)

がある。

(3) 中國近代經濟史資料叢刊編輯委員會主編『中國海關與義和團運動』(中華書局 一九八三年)八六頁。

(4) 『日本外交文書』第三五卷 事項一五「天津行政清國へ還附一件」三三五附記一 (この場合、以下『日本外交文書』三五 一五 三三五附記一と記す)。

(5) 發言權については、英・日・獨の司令官が「發言權だけをもち、その結果いわば名ばかりの存在になるであろう委員會を設立することに反對」(李嘉谷論文)したことから、ロシアの提案では委員會に決定權はなく、總督がそれをにぎるとされていたと推測できる。

(6) 『日本外交文書』三五 一五 三三五附記一。

(7) 李嘉谷前掲論文。

(8) 『日本外交文書』三五 一五 三三五附記一。

(9) 同右。

(10) 英日兩國委員の後任には、イギリス陸軍中佐オサリヴァン(O'Sullivan 烏沙利文)、日本陸軍中佐原田があたった。

(11) H. B. Morse; "*The International Relations of the Chinese Empire*," Volume III p. 292.

(12) *Ibid.*, p. 292.

O. D. Rusmussen; *Tientsin—An Illustrated Outline History*" (雷穆森『天津――插圖本史綱』 天津社會科學院歴史研究所編『八國聯軍在天津』齊魯書社 一九八〇年所收)四二二―三頁。

(13) 『日本外交文書』三五 一五 三三五附記二。

前掲『天津――插圖本史綱』。

以下、天津都統衙門の機構に關する記述は特に註を設けない限り、右の二史料に基づく。

(14) なお、擴張後は塘沽區、軍糧城區、天津南區、天津城區、天津北區の五區に分け、天津城區以外は軍官一名ずつが各區の長官として委任、派遣された。この四名の各區長官は、天津城區からの束縛を受けない獨立した立場にあり、都統衙門會議の命令により一切の任務を執行するが、天津城區にくらべて、いかなる官員にも「絶對的專制大權」が與えられていた。

(15) 例えば、紅燈照の頭目として有名な黄蓮聖母も都統衙門に逮捕、裁判されたうえ、ヨーロッパに拉致されたという。

(16) H. B. Morse; p. 298.

(17) *Ibid.*, pp. 298—9.

(18) 都統衙門が警察權を外國人に對しても有していたために、しばしば領事との對立問題が生じた。ワルデルゼーは『瓦德西拳亂筆記』(中國近代史資料叢刊『義和團』神州國光社 一九五一年 第三册所收)において、都統衙門と領事の管轄範圍に關して次のような見解を行っている。

蓋領事團之活動範圍係在天津租界之內、而「臨時政府」之活動範圍則在天津華界之內……(六月一二日之報告)。

(19) 「柔克義致海函九八號附件一 瓦德西伯爵致葛絡幹函」

（一九〇一年五月二五日于北京冬宮總司令部）（『一九〇一年美國對華外交檔案』齊魯書社　一九八三年）。

(20) 同右。

(21) 「籌辦直隸省城學堂摺」光緒二十八年五月十六日奏（『養壽園奏議輯要』）。

(22) H. B. Morse; p. 292.

(23) 『日本外交文書』三三別冊三　一八　二〇二九。

(24) 『日本外交文書』三三別冊三　一七　一八六七。

(25) 植田捷雄『支那に於ける租界の研究』（巖松堂　一九四一年）三〇七—八頁。

(26) 前掲『天津——插圖本史綱』四二五頁。

(27) 『日本外交文書』三三別冊三　一八　二〇二七。

(28) 前掲『天津——插圖本史綱』四二四—五頁。

(29) H. B. Morse; p. 365.

(30) 松島宗衛『清朝末路祕史』（大星社　大正一四年）八三頁。

(31) 佐藤鐵治郎『袁世凱』（天津時聞報館　明治四三年）三二一頁。

(32) 佐久間東山『袁世凱傳』（現代思潮社　一九八五年）九七—八頁。

(33) 堀川哲男「義和團運動研究序說」（『東洋史研究』二三—三一九六四年）。

(34) 前掲『瓦德西拳亂筆記』（六月十二日之報告）。

(35) 「外部奏照錄各使交還天津照會進呈御覽摺」（『清季外交史料』卷一四七）。

(36) 同右。

(37) 同右。

(38) 前掲『瓦德西拳亂筆記』（六月十二日之報告）。

(39) 同右。

(40) 「柔克義致海函九八號附件一　瓦德西伯爵致葛絡幹函」（一九〇一年五月二五日于北京冬宮總司令部）（『一九〇一年美國對華外交檔案』）。

(41) 前掲『瓦德西拳亂筆記』（六月十二日之報告）。

(42) 「北清事變善後策」（『山縣有朋意見書』明治三十三年八月二十日）。

(43) 『日本外交文書』三三別冊三　一八　二〇二九。

(44) 「北清事變善後策」（『山縣有朋意見書』明治三十三年八月二十日）。

(45) 『大清德宗實錄』卷四八六　光緒二十七年八月丁巳。

(46) 「有關義和團上諭」（前掲『義和團』四）。

(47) 『大清德宗實錄』卷四八七　光緒二十七年九月戊子。

(48) 『大清德宗實錄』卷四八七　光緒二十七年九月己丑。

(49) 『日本外交文書』三五　一五　三〇二附屬書。

(50) 前掲『中國海關與義和團運動』には、內地との貿易を回復する上での最大の困難は各銀號が業務を再開できないことだと、津海關稅務司デトリングの總稅務司ハートへの報告がある（一〇〇頁）。

(51) 例えば『庸擾錄』（中國社會科學院近代史研究所編『庚子記事』中華書局　一九七八年　所收）には「各京官之眷屬、僑寓通州天津者甚多、皆因輪船不通、無計回南、窘迫萬狀」（二五五頁）とある。

(52) 『日本外交文書』三五　一五　三〇二附屬書。
(53) 辛丑條約によって定められた四億五〇〇〇萬兩にのぼる大賠款の內、一九〇二年から每年直隸省に割りあてられた金額は、八五萬八〇〇〇兩。又、地方官・敎士閒で締結された地方賠款（敎案賠款）の北京及び直隸省の負擔金額は一一一二萬餘兩であった（榮孟源「庚子賠款與一九〇二年農民反抗賠款的鬪爭」史學雙周刊社編『義和團運動史論叢』三聯書店　一九五六年　所收）。
(54) 『日本外交文書』三五　一五　三〇二附屬書。
(55) 「附以唐紹儀署津海關道片」光緒二十七年十月廿六日（『袁世凱奏摺專輯』）。
(56) 『日本外交文書』三五　一五　三一三附屬書一。
(57) 『大淸德宗實錄』卷四八九　光緒二十七年十一月庚寅。
(58) 『日本外交文書』三五　一五　三一三附屬書二。
(59) 『日本外交文書』三五　一五　三一三。
(60) 『日本外交文書』三五　一五　三〇七附屬書。
(61) 「密保使臣伍廷芳請破格擢用片」光緒二十八年六月二十一日奏（『養壽園奏議輯要』）。
(62) 『日本外交文書』三五　一五　三〇七附屬書。
(63) 淸水知之「アメリカ帝國主義の形成」（岩波講座『世界歷史二二　帝國主義時代Ⅰ』岩波書店　一九六九年）。
(64) 『日本外交文書』三五　一五　三〇九。
(65) 「直督袁世凱致外部各國會議天津事均允交還電」（『淸季外交史料』卷一五三）。
(66) 「外部致袁世凱交還天津事尙有數款未妥協電」（『淸季外交史料』卷一五三）。
(67) 『日本外交文書』三五　一五　三一三附屬書四。
(68) 『日本外交文書』三五　一五　三三五。
(69) 『日本外交文書』三五　一五　三一三附屬書四。
(70) 王芸生『六十年來中國與日本』四（三聯書店　一九八〇年）九頁。
(71) 『日本外交文書』三五　一五　三一三。
(72) 佐藤鐵治郎前揭書　二一六頁。
(73) 「北洋創練常備軍營制餉章摺」光緒二十八年五月十六日奏（『養壽園奏議輯要』）。
(74) 同右。
(75) 『養壽園奏議輯要』。
(76) 佐久閒東山前揭書　九四―五頁。
(77) 「直督袁世凱致外部德據天津雖刁難必交還電」（『淸季外交史料』卷一五九）。
(78) 『日本外交文書』三五　一五　三三五。
(79) 同右。
(80) 同右。
(81) 同右。
(82) 李嘉谷前揭論文。
(83) 『日本外交文書』三五　一五　三一七。
(84) 同右。
(85) 同右。
(86) 「直督袁世凱致外部交還天津一事俄未必力贊電」（『淸季外交史料』卷一五九）。

(87) 「直督袁世凱致外部德據天津雖刁難必交還電」(『清季外交史料』卷一五九)。
(88) 『日本外交文書』三五　一五　三二三。
(89) 『日本外交文書』三五　一五　三三五。
(90) 『日本外交文書』三五　一五　三三〇附屬書一。
「各國全權致外部請示天津交與何項官員接收照會」(『清季外交史料』卷一五九)。
(91) 『日本外交文書』三五　一五　三三五。
(92) 「恭報抵津日期接收地方情形摺」光緒二十八年七月十五日奏(『養壽園奏議輯要』)。

なお、『日本外交文書』からの引用は、濁點を補うにとどめた。

〔附記〕
本稿を作成するにあたっては、京都大學教授・堀川哲男先生の御教示を受け、また、同大學教授・狹間直樹先生からは佐藤鐵治郎の『袁世凱』を拜借しました。記して謝意を表します。

尚書省) or the East Palace Bureau (*donggongfu* 東宮府). Furthermore, the paper describes the tendency for the representative authorities to be poorly regarded.

The above points illustrate that there was a big difference between the emperor performing the sacrifices in person and the representative authority doing the job. Therefore, all the more, there was great concern over the emperor performing the sacrifices in person.

Accordingly, it is confirmed that there is little need to worry about the significance of imperial sacrifices that are not documented in remaining sources, and it is possible to make full use of existing materials on the imperial sacrifices to reflect the actual situation in the Tang dynasty.

ON THE TIENCHIN PROVISIONAL GOVERNMENT

MORI Etsuko

After the foreign forces occupied Tianjin (Tienchin) for the purpose of subjugating the Yihetuan movement, a provisional government was founded there. It was Tienchin Provisional Government (the T. P. G.). A council composed of delegates from the six nations (British, Russian, French, German, Japanese and Italian) managed the T. P. G.. The T. P. G. had categorical power over the Chinese, but it had no power over the foreigners—the foreign forces. In fact the T. P. G. was an agency which submitted to the commander's orders, and whose prime duty was to root out the Yihetuan movement and restore order. Although peace negotiations were held and the Powers didn't need to keep in step, the T. P. G. was not abolished at once because of mistrust between the Powers. Yuan Shikai 袁世凱 became the Viceroy of Zhili after Li Hongzhang's 李鴻章 death, and at this point negotiations for the abolition of the T. P. G. and restoration of Tianjin began.

Each minister of the Powers was going to restore it with the magnanimous reservations by comparison. And each commander insisted on excessive expansion of the rights of their country in China. There

were opposing opinions about it between the two parties, and it took about four months to mediate the dispute. Directly before the reservations to restore that adopted much from each commander's opinion were thrust at China, Russia suddenly declared her secession from the T. P. G.. The situation changed completely. The delegates of five nations eased the reservations in the face of the Russian conduct. With more magnanimous reservations Tianjin was taken over by Yuan Shikai.